

# 国保の高額療養費制度が改正

## 非課税世帯の最高限度額が3万円に

健康保険法の改正に伴い、10月1日から高額療養費制度の内容も変わりました。

なお、高額療養費が支給されるのは、病気やケガで医療機関にかかり、1人、1か月、1つの病院・お医者さんなどで支払った保険診療の自己負担額(3割分)が最高限度額を超えた場合です。その超えた金額は、世帯主に後から支給されます。

該当する世帯には、診療月から3か月後くらいに通知しますので、通知書に記載された必要書類をお持ちになり、市民生活課係までおいでください。

### 患者が1か月に支払う最高限度額

	いままで	改正後
市民税課税世帯	51,000円	変わらず
市民税非課税世帯	39,000円	30,000円

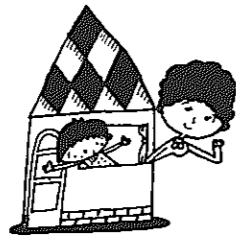
この一部負担の限度額については、新たに次のことが定められました。

①1世帯で1か月に3万円以上(市民税非課税世帯は2万1千円)かかった人が2人以上いるときは、合算して適用されます。例えば1か月の医療費が母3万円、子5万円の場合、合計金額8万円から5万1千円(市

民税非課税世帯は3万円)を差し引いた額が支給されます。

②1世帯で最高限度額を超える支払いが、1年に4回以上あったときは、4回目からの最高限度額は3万円(市民税非課税世帯は2万1千円)になります。

③血友病など、高額な治療を長期間受けなければならない人の最高限度額は1万円です。



帯主に後から支給されます。該当する世帯には、診療月から3か月後くらいに通知しますので、通知書に記載された必要書類をお持ちになり、市民生活課係までおいでください。

# 国民健康保険

## 退職被保険者に特例

### 三割支払いたった場合は一割を支給

健康保険法の改正で、十月一日から国民健康保険の退職者医療制度がスタートしましたが、次のような場合に特例療養費が支給されます。

① 退職被保険者が、やむをえない理由で保険証を持参せず、一般被保険者として費用額の三割を支払った場合  
 ② 年金受給権が発生した日から退職被保険者の認定を受けるまでの間に、医療機関にかかり、一般被保険者として費用額の三割を支払った場合

●治療費の一割分が戻ります  
 退職者医療制度の自己負担分は、かかった費用の二割ですので、既に支払った額との差額一割分が支給されます。

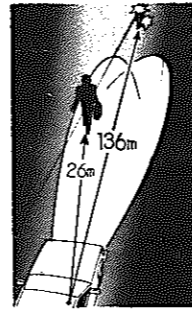


国保についてのお問い合わせは、市役所二階市民生活課係係保(☎2111)へ

## ごみの収集日

地区名	収集区域	燃えるごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ
新飯田	全域	第1土曜日	第3土曜日	偶数月(二四六八十月) 第4木曜日
茨曾根	全域	第1土曜日	第3土曜日	偶数月(二四六八十月) 第4木曜日
小林	全域	第1土曜日	第3土曜日	偶数月(二四六八十月) 第4木曜日
白井	全域(古川全域と朝樺・引越・上赤浜を除く)	第1木曜日	第3木曜日	第2土曜日
白根	国道から西側	第2木曜日	第4木曜日	第1土曜日
白根	国道から東側(古川全域を含む)	第1水曜日	第3水曜日	第3金曜日
庄瀬	全域	第2水曜日	第4水曜日	第2金曜日
大郷	全域(上赤浜を含む)	第1金曜日	第3金曜日	第4金曜日
鷲巻	全域(朝樺・引越を含む)	第1金曜日	第3金曜日	第4金曜日
根岸	全域(大通1丁目・2丁目を含む)	第1金曜日	第3金曜日	第4金曜日

## 反射材が夜道のあなたを守ります



実験では歩行者が反射材をつけていた場合、ドライバーは136cm離れたところで歩行者を見つけますが、黒っぽい服の場合は26cmまで近づいてやっと発見します。カバンや帽子、カサの先などに反射材を張り、夜の交通事故を防ぎましょう。

白根署管内交通事故(10月末現在)  
 人身事故件数.....152件  
 死者.....2人 負傷者.....210人

## 健康ガイド

詳しいことは、健康カレンダーをご覧になるか、保健センター ☎4300へ

### 休日のお医者さん

- ☐11月23日 渡辺医院(上茨) ☎2124
- ☐11月25日 大野医院(菱島) ☎2930
- ☐12月2日 和田医院(魚町) ☎3806
- ☐12月9日 水戸部医院(二の町) ☎2313
- ☐12月16日 渡辺医院(能登) ☎2568

### 離乳食指導

☐とき 12月7日 ☐受付時間 午後1時~1時30分 ☐ところ 保健センター

### 健康相談

☐とき 12月7日 ☐受付時間 午前10時~正午・午後1時~3時 ☐ところ 保健センター

### インフルエンザ予防接種

受付時間: 午後1時30分~2時

対象地区	接種日		会場
	1回目	2回目	
新飯田(全域)	12月4日	12月18日	地域生活センター
茨曾根(全域)	12月4日	12月18日	保健センター
白根(諏訪木~中央通り以南、戸頭、田中)	12月5日	12月19日	保健センター
白根(五六の町以北~保坂、古川)	12月6日	12月20日	保健センター
庄瀬(全域)	12月7日	12月21日	地域生活センター
小林(戸頭、田中を除く)	12月7日	12月21日	地域生活センター
大郷(下赤浜、上・中・下笠巻を除く)	12月11日	12月26日	大郷集会所
鷲巻(西笠巻、引越を除く、上・中・下笠巻を含む)	12月11日	12月26日	地域生活センター
白井(西笠巻、引越、下赤浜を含む、古川を除く)	12月12日	12月27日	地域生活センター
根岸(全域)	12月12日	12月27日	地域生活センター

## 広報

# しるね

お知らせ版  
**11/15**  
 No.90

毎月1・15日発行  
 発行日/昭和59年11月15日 発行所/白根市役所

美しい自然のあるまちづくり